

## 運転免許試験実施要領の制定について

平成6年5月2日 徳免甲第152号

最終改正 令和5年6月30日 徳免第273号

この通達において「試験」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第84条第3項、同第4項及び同第5項に規定する運転免許(以下「免許」という。)の種類に係る試験、法第91条の2第3項に規定する審査及び法第100条の2に規定する再試験並びに道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)第18条の5に規定する免許の限定解除、変更及び規則第15条の2に規定する緊急自動車の運転資格審査に規定する審査をいう。ただし、法第97条の2第1項第3号及び第3項並びに道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「政令」という。)第34条の5第1項第4号の規定により、試験の一部が免除される者の試験は除くものとする。

なお、技能試験については規則第18条の2の3に規定する技能検査を含むものとする。

運転免許試験実施要領の内容は、

- 試験の定義
- 試験実施上の一般的留意事項
- 免許課で行う試験
- 分室で行う試験
- 署で行う試験
- 出張試験

等について定めている。